

熊本市・城南町合併任意協議会

協議項目まとめ

平成20年7月

目 次

住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目についての検討

協議第2号 総務部会関係	2
協議第3号 企画財政部会関係	4
協議第4号 環境保全部会関係	6
協議第5号 水道部会関係	7
協議第6号 健康福祉部会関係	8
協議第7号 経済振興部会関係	10
協議第8号 市民生活部会関係	12
協議第9号 建設部会関係	14
協議第10号 子ども未来部会関係	16
協議第11号 教育部会関係	17

両市町の将来像の検討

協議第12号 新市の将来像（城南町域）	21
---------------------	----

住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目に
ついての検討

協議項目一覧

協議項目の協議結果（調整方針）の方向性

- A** . . . 両市町の制度を比較した場合、熊本市の制度が充実しているため、熊本市の制度に合わせたところで調整する項目（調整の必要性がない項目を含む）

- B** . . . 熊本市のみが制度化している事業で、その効果が城南町にも及ぶためそのまま制度として残す項目

- C** . . . 両市町の制度を比較した場合、城南町の制度が充実しているものを、新合併特例法及び個別関係法令並びに新支援プラン（以下「法制度等」という。）に基づき、一定の期間経過措置を設定し、制度として残すところで調整する項目

- D** . . . 城南町のみ事業であり、法制度等に基づく激変緩和措置（経過措置）はないが、城南町の地域性や独自性の観点から一定の期間経過措置を設定し、又は将来にわたって若しくは当分の間、制度として残すところで調整する項目

- E** . . . 両市町の制度を比較した場合、城南町の制度が充実しているが、熊本市の制度に合わせたところで調整する項目

- F** . . . その他の項目（AからE以外の項目。例えば一部事務組合等、他の行政機関との調整を要する項目。又は都市計画等の他の行政機関が決定する項目）

熊本市・城南町合併任意協議会協議項目数・調整方針分類数一覧

20.6.6現在

		調整方針分類						
		A	B	C	D	E	F	計
総務部会関係								
協議項目	31 項目	12	3	0	0	1	16	32
うち、協議会提案分	10 項目	0	0	0	0	1	10	11
うち、幹事会調整分	21 項目	12	3	0	0	0	6	21
企画財政部会関係								
協議項目	47 項目	11	11	3	0	5	18	48
うち、協議会提案分	13 項目	3	2	3	0	3	3	14
うち、幹事会調整分	34 項目	8	9	0	0	2	15	34
環境保全部会関係								
協議項目	41 項目	18	24	0	0	0	8	50
うち、協議会提案分	3 項目	1	0	0	0	0	2	3
うち、幹事会調整分	38 項目	17	24	0	0	0	6	47
水道部会関係								
協議項目	3 項目	0	0	0	0	1	2	3
うち、協議会提案分	3 項目	0	0	0	0	1	2	3
うち、幹事会調整分	0 項目	0	0	0	0	0	0	0
電算部会関係								
協議項目	2 項目	2	0	0	0	0	0	2
うち、協議会提案分	0 項目	0	0	0	0	0	0	0
うち、幹事会調整分	2 項目	2	0	0	0	0	0	2
健康福祉部会関係								
協議項目	151 項目	82	47	6	4	5	13	157
うち、協議会提案分	21 項目	8	1	3	4	2	9	27
うち、幹事会調整分	130 項目	74	46	3	0	3	4	130
経済振興部会関係								
協議項目	115 項目	19	48	1	11	2	36	117
うち、協議会提案分	19 項目	4	1	1	6	1	7	20
うち、幹事会調整分	96 項目	15	47	0	5	1	29	97
市民生活部会関係								
協議項目	72 項目	22	37	2	2	4	5	72
うち、協議会提案分	16 項目	2	2	2	1	4	5	16
うち、幹事会調整分	56 項目	20	35	0	1	0	0	56
建設部会関係								
協議項目	71 項目	48	8	2	4	5	7	74
うち、協議会提案分	18 項目	6	0	1	3	4	7	21
うち、幹事会調整分	53 項目	42	8	1	1	1	0	53
子ども未来部会関係								
協議項目	59 項目	32	17	6	1	1	6	63
うち、協議会提案分	13 項目	7	0	6	0	1	2	16
うち、幹事会調整分	46 項目	25	17	0	1	0	4	47
教育部会関係								
協議項目	122 項目	58	36	5	5	8	17	129
うち、協議会提案分	25 項目	10	2	5	3	6	5	31
うち、幹事会調整分	97 項目	48	34	0	2	2	12	98
各部会合計								
協議項目	714 項目	304	231	25	27	32	128	747
うち、協議会提案分	141 項目	41	8	21	17	23	52	162
うち、幹事会調整分	573 項目	263	223	4	10	9	76	585
全体に占める割合		40.7%	30.9%	3.3%	3.6%	4.3%	17.1%	100%

※1 協議項目の中に調整方針が「2」あるものがあるため、協議項目数と調整方針分類数は一致しない。

熊本市・城南町合併任意協議会 協議項目一覧

協議第2号 総務部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
消防防災の取扱い			
1	F	常備消防	<p>①合併後の城南町の常備消防事務については、宇城広域連合消防本部との関係等を考慮し、合併の日から当分の間、熊本市が城南町域の常備消防事務について宇城広域連合に加入する方向で検討する。</p> <p>②宇城広域連合から脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。</p>
2	F	非常備消防(消防団)	<p>①基本的に合併時に熊本市に統合する方向で検討するが、消防団員報酬等は、合併時期が年度途中の場合、当該年度は城南町の金額を支給し、翌年度から熊本市の制度の金額に合わせる。また、消防功労金は廃止する方向で検討する。</p> <p>②消防団組織の再編について、熊本市では、校区毎に1分団編成であり、城南町の役場機動隊の存続を含め、町内消防団の組織編制が必要であることから、最終的には法定協議会で協議を行いたい。</p>
3	F	消防団運営交付金	合併時に熊本市の取り扱いに統合する方向で検討するが、運営交付金対象団体の存続と併せて法定協議会で協議を行いたい。
4	F	消防補助金等	合併時に熊本市に統合する方向で検討する。
5	F	消防水利施設の設置維持及び管理	<p>①消火栓の整備については、熊本市水道局の上水道整備の状況に合わせて協議を図る。また、既存の消火栓については、合併前に城南町所有のものとし、合併後に新市に引き継ぐ方向で検討する。</p> <p>②防火水槽については、熊本市の基準(熊本市消防局消防水利規定等)に適合するものについては、合併前に城南町所有のものとし、合併後に新市に引き継ぐ方向で検討する。また、その他の防火水槽については、関係書類(所有者・管理責任者等がわかるもの。台帳等)を引き継ぐものとする。</p> <p>③城南町が策定予定である「消防水利施設整備計画」を踏まえ、法定協議会で協議を行いたい。</p>
6	F	防災無線	<p>①移動系、固定系ともに城南町既存の設備を有効活用する方向で検討する。なお、城南町保有の移動系については、年式が古く老朽していることから今後の使用については検討が必要である。</p> <p>②熊本市と城南町との連絡は、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線を通じて行う方向で検討する。</p> <p>③城南町固定局で使用されている行事等の周知は従来どおり行う方向で検討する。</p> <p>④消防情報の周知については、消防部門が宇城広域消防本部になることが予想されることから熊本市消防局に移行されるまでの当分の間、従来どおり行う方向で検討する。(その後については、再検討する。)</p>

項目番号	区分	協議項目	調整方針
消防防災の取扱い			
7	E・F	水防業務	<p>①町内危険箇所調査は、警察・消防団と一緒に水防関係だけではなく道路や急傾斜地等の調査も含まれるため今後も実施する方向で検討する。</p> <p>②「熊本市水防計画」に準じ警報発令より水防活動を開始する方向で検討する。また、計画書作成については、城南町の現状を考慮し調整する。</p>
窓口業務の取扱い			
8	F	勤務時間外の対応	<p>①時間外及び土・日、祝日の戸籍届の対応については市役所本庁のみの受付とする方向で検討する。</p> <p>②現在、年度末をまたぐ繁忙期の窓口開庁時間の延長については、市役所本庁のみで行っているところであるが、将来的に総合支所・市民センターでも実施するということになれば、合併後の城南町役場の施設機能の位置づけに応じて、類似施設に準じて窓口開庁時間の延長を実施する方向で検討する。</p>
選挙管理事務の取扱い			
9	F	投票区	城南地区の投票区の区割りについては、熊本市の区割り状況を参考にしながら検討する。
その他の事業の取扱い			
10	F	入札事務	入札事務に係る執行方法の相違については、今後協議する。

◎協議結果 平成20年3月25日 原案どおり承認

協議第3号 企画財政部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
地方税の取扱い			
1	C	事業所税	合併後は、熊本市の制度に統一する方向で検討する。 なお、合併特例法16条1項の規定に留意しつつ、経過措置についても検討する。
2	C	法人市(町)民税	合併後は、熊本市の制度に統一する方向で検討する。 なお、合併特例法16条1項の規定に留意しつつ、経過措置についても検討する。
3	A	個人市(町)民税	電算システムの統合後、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
4	B	都市計画税	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
5	E・C	固定資産の概要 (その1、その2)	賦課事務については、電算システムの統合後、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
一部事務組合等の取扱い			
6	F	広域連合	①熊本県後期高齢者医療広域連合については、合併後も継続して加入する。 ②宇城広域連合については、熊本市が、富合町との合併に伴い広域連合の構成市町の意向を踏まえ、当分の間、宇城広域連合に加入するとしたことも考慮に入れながら、合併後の加入期間及び事務処理の取り扱いについて検討する。
広報広聴関係事業の取扱い			
7	A	行政相談	①行政評価事務所が行う行政相談員による相談業務については、月1回程度の相談日を設ける方向で検討する。 ②行政一般相談は旧飽託四町合併と同様に総務課の事務分掌に盛り込む方向で検討する。 ③特別相談は、熊本市のみの事業であり、熊本市本庁舎で行う特別相談を利用いただく方向で検討する。
8	A	広報紙	広報編集については、合併時に熊本市の例により統合する方向で検討する。 なお、配布方法については別途、市民生活部会で協議を行う。
納税関係事業の取扱い			
9	F	口座振替制度 (その1、その2)	取扱金融機関及び口座振替日については、会計事務を所管する部署における検討結果を踏まえ、熊本市の制度に統一する方向で検討する。 口座振替の申込書及び各通知書等については、電算システムの統合後、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
10	E	納期及び納付書発送	集合税による徴収も含め、納期及び納付書の発送については、電算システムの統合後、熊本市の制度に統一する方向で検討する。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
納税関係事業の取扱い			
11	B	コンビニエンスストアでの市税収納	電算システムの統合後、熊本市の取り扱いに統一する方向で検討する。
12	E	所得税及び住民税の申告・相談	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
その他の事業の取扱い			
13	F	当直警備	法定協議会で城南町役場の支所形態がどのようになるかを踏まえることになるが、熊本市の制度に統一する方向で検討する。

◎協議結果 平成20年3月25日 原案どおり承認

協議第4号 環境保全部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
清掃事業の取扱い			
1	A	合併処理浄化槽整備事業	合併時に熊本市の例により統合する方向で検討する。
2	F	廃棄物の処理及び清掃	富合町との合併に伴い、熊本市が宇城広域連合に当分の間、加入することとしていることから、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する方向で検討する。
3	F	ごみ収集事業	富合町との合併に伴い、熊本市が宇城広域連合に当分の間、加入することとしていることから、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する方向で検討する。

◎協議結果 平成20年3月25日 原案どおり承認

協議第5号 水道部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
上水道事業の取扱い			
1	E	地区営水道(簡易水道)	<p>①将来的に公営化を図り、簡易水道または、上水道事業として整備を図っていく方向で検討する。</p> <p>②熊本市水道局では、公営企業法上の制約から、組合簡易水道に対する補助制度を引き継ぐことができない。飲用井戸に対する水質検査等への補助金についても同様であるが、城南町が行っている組合営簡易水道に対する補助金制度及び飲用井戸に対する水質検査等の補助金については別途、健康福祉部会で協議を行う。</p>
2	F	町営簡易水道事業	<p>①城南町中央地区簡易水道事業については、熊本市水道局で引き継ぐ方向で検討する。</p> <p>②水道料金は、熊本市の料金体系に速やかに統一する方向で検討を進めていく。</p>
3	F	上水道事業	未普及地区の上水道化については、城南町の意向を踏まえて計画的に解消に努めていく。

◎協議結果 平成20年3月25日 上水道事業について一部修正承認
 その他については、原案どおり承認

協議第6号 健康福祉部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
国民健康保険事業の取扱い			
1	C	国保料(税)率等	国保料(税)については、一定の負担調整期間を設けることとし、徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する方向で検討する。
介護保険事業の取扱い			
2	C	介護保険料	第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、現状のままとし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例により統合する方向で検討する。
3	C	地域包括支援センター	第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、現状のままとし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から委託方法を含めて熊本市の例により統合する方向で検討する。
保健衛生事業の取扱い			
4	A・F	インフルエンザ予防接種	熊本市の例により統合する方向で検討する。 ただし、医師会が違うため接種方法等については今後協議していく。
5	A・F	個別予防接種	熊本市の例により統合する方向で検討する。 ただし、医師会が違うため接種方法等については今後協議していく。
6	F	集団予防接種	ポリオは当分の間、現行どおり存続し、その他については、個別予防接種で実施する方向で検討する。
7	D	保健福祉センター	当分の間は現行どおり存続する方向で検討する。
8	F	在宅当番医制度	在宅当番医制度は存続させるが、合併後の枠組みについては今後調整が必要である。
9	F	食品衛生協会補助金	城南支会を存続することも含めて協議・検討していく。
10	E	骨粗しょう症・前立腺がん・腹部超音波検診	城南町独自の事業であり、当分の間存続することも含めて法定協議会で協議・検討する。
各種福祉制度の取扱い			
11	B	熊本市優待証	バス事業者との協議を要するが、新市の事業として継続する方向で検討する。
12	A	緊急通報体制等整備事業	合併後最初のリース期間満了日をもって熊本市の例により統合する方向で検討する。
13	A	民生委員児童委員協議会	城南町民生委員児童委員協議会の現体制をふまえながら熊本市に準じる方向で検討する。
14	A・D	老人福祉センター等運営	既存の施設として存続していくが施設の管理・運営については今後協議・検討していく。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
各種福祉制度の取扱い			
15	D・F	戦没者追悼式	慰霊祭については、当分の間存続する方向で検討する。 遺族会補助金については、今後検討する。
16	A・F	身体障害者自立支援事業	それぞれの団体と協議を行いながら、統合する方向で調整を図る。
17	A・F	地域生活支援事業	熊本市の例により統合する方向で検討する。 ただし、地域活動支援センター事業については、城南町は宇城圏域市町村(宇土市、宇城市、富合町、美里町)と共同委託をしているため調整が必要である。
18	E	高齢者福祉券交付事業	城南町のみのも事業であり、地域性や独自性の観点から一定の期間経過措置を設定する方向で検討する。
上水道事業の取扱い			
19	F	簡易水道組織・補助金	簡易水道組織の補助金については継続する方向で検討する。
20	A	飲用井戸水質検査委託料	当分の間、継続する方向で検討する。
21	D	飲用井戸水除去器設置補助金	水道事業未給水地域(水道事業から給水を受けることができない地域)については、補助制度を継続する方向で検討する。

◎協議結果 平成20年4月30日 原案どおり承認

協議第7号 経済振興部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
農林水産関係事業の取扱い			
1	F	農業振興地域整備計画変更	城南町は、平成21年度で全体見直しを予定しているため、合併後およそ3年以内をめどに計画を変更し、それぞれの計画を一本化する方向で検討する。
2	F	農業振興地域整備促進協議会	城南町農業振興地域整備促進協議会で調整のうえ、熊本市の例により統合する方向で検討する。
3	C	基盤整備事業	一定の期間経過措置を設定し、その後に熊本市の例により統合する方向で検討する。
4	E	農業委員会諸証明手数料	城南町農業委員会で発行する諸証明は無料であるが合併時に熊本市の例により統合する方向で検討する。
5	B	農区長制度	新市の事業として継続する方向で検討する。
6	A・D	土地改良事業等補助金	合併時に熊本市の例により統合する方向で検討する。
7	F	水田農業推進協議会負担金	一定期間は現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する方向で検討する。
8	D	農業用廃プラ類処理対策補助金	合併後一定期間は、現状のままとし、その間、関係機関と協議を行い調整する方向で検討する。
9	A	認定農業者協議会負担金	当分の間、制度を残す方向で検討する。
10	A	4Hクラブ連絡協議会補助金	熊本市の制度へ統合し、城南支部として活動する方向で検討する。
11	D	農業後継者育成対策事業	城南町独自の事業については、当分の間、制度を残す方向で検討する。
12	D	城南町農業補助及び交付金	一定期間、経過措置を設定することとし、終期設定があるものについてはその期限まで継続する方向で検討する。
13	F	城南町農業振興促進協議会	城南町のための組織であるため、今後その必要性も含め検討する。
商工・観光関係事業の取扱い			
14	F	工業活性化支援事業	城南町独自の事業については、城南町工業振興連絡協議会との調整をはかり検討する。
15	A	企業立地促進事業	熊本市の制度に統合する方向で検討する。 ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとする方向で検討する。
16	F	商工会補助金	商工会議所、各商工会で会員数等も様々であり、補助金額等について商工会等と調整をはかり検討する。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
商工・観光関係事業の取扱い			
17	F	中心市街地活性化対策事業	城南町において策定された中心市街地活性化基本計画にかかる事業の取扱いについては今後協議していく。
18	D	火の君まつり委託料	特定地域の固有事業として一定期間現行どおりとする方向で検討する。
19	D	夏まつり委託料	特定地域の固有事業として一定期間現行どおりとする方向で検討する。

◎協議結果 平成20年4月30日 原案どおり承認

協議第8号 市民生活部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
行政連絡機構の取扱い			
1	C	行政区・区長組織等 (行政連絡員制度)	城南町の嘱託員制度の激変緩和を考慮し、一定期間維持しながら、熊本市の自治会制度に統合する方向で検討する。 広報紙の配布方法についても、同様の取扱いとする。
交通関係事業の取扱い			
2	E	交通傷害保険	合併後は、熊本市の制度へ移行する方向で検討する。
3	F	交通安全協会	関係機関と協議し、存続も含めて法定協議会で検討する。
4	E	交通指導員	熊本市の例により統合する方向で検討する。
窓口業務の取扱い			
5	B	総合支所事業	合併後の城南町役場の施設機能がどのようになるのかを踏まえることになるが、富合町役場の位置づけを参考にしながら、サービスの低下とならないように協議していく方向で検討する。
教育関係事業の取扱い			
6	F	市文化事業協会負担金	熊本市の事業に統合する方向で検討し、実施方法等については、今後協議する。
7	A	人権教育啓発推進事業	熊本市の事業に統合する方向で検討する。ただし、城南町の「人権フェスタ」は、継続の方向で検討する。
8	F	同和対策事業助成金等	当該団体・協議会と協議し法定協議会において検討する。
9	A	地域公民館(社会教育施設)への補助金	熊本市の制度が有利であるため、熊本市の制度へ統一する方向で検討する。
10	F	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	一定期間存続する方向で検討し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。
11	D	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	城南町フレンドシップクラブに対する補助金については、経過措置や必要性の有無も含めて今後検討する。
その他の事業の取扱い			
12	E	防犯協会	熊本市の制度に統合する方向で検討する。 ただし、防犯パトロール隊については、当分の間、存続する方向で検討する。
13	E	防犯灯設置補助金	防犯灯設置については、一定期間現状のまま存続する方向で検討する。 維持管理については、補助対象となる防犯灯や補助額が異なるため今後調整を行うものとする。
14	B	町内自治会活動支援事業	城南町が町内自治会制度に移行後、新市の事業として継続する方向で検討する。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
その他の事業の取扱い			
15	F	地域コミュニティセンター 運営・建設事業	管理運営については、協議を要するが、新市の事業として継続する方向で検討する。
16	C	行政広報施設補助金	当分の間は現行制度を存続する方向で検討する。

◎協議結果 平成20年5月23日 原案どおり承認

協議第9号 建設部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
交通関係事業の取扱い			
1	E	地方バス	熊本市の制度に統合する方向で検討する。
建設関係事業の取扱い			
2	F	市道の整備(新設・改良)	道路用地の取得方法(国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く)については、今後詳細な実態を把握し、法定協議会で協議・調整を行う。
3	F	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	道路後退部分の土地の取り扱いについては、法定協議会で協議・調整を行う。
4	A	里道の整備	熊本市の制度に統合する方向で検討する。
5	C	市(町)営住宅使用料の算定	熊本市の制度に統合する方向で検討する。なお、合併による使用料の上昇分については、当分の間、激変緩和措置を設ける方向で検討する。
6	D	市(町)営住宅駐車場整備・管理	熊本市の制度に統合する方向で検討する。なお、駐車場使用料の徴収については、当分の間、激変緩和措置(減免措置)を設ける方向で検討する。
7	D	町営住宅入居者選考委員会	熊本市の制度に統合する方向で検討する。なお、城南町の小集落改良住宅における一部制度については、一定の期間、現行どおりとする方向で検討する。
8	D	市(町)営住宅例規	熊本市の制度に統合する方向で検討する。なお、城南町の小集落改良住宅における一部制度については、一定期間、現行どおりとする方向で検討する。
9	A	市(町)営住宅団地業務委託全般	新たな保守点検は発生しないが、同内容の保守点検は統合する方向で検討する。 水道使用料については今後の検討課題とする。
都市計画の取扱い			
10	F	都市計画区域	現行のまま引き継ぐ方向で検討し、政令指定都市に移行する場合は、都市計画区域の一本化を含め関係機関と協議検討を行う。
11	F	都市計画区域区分	現行のまま引き継ぐ方向で検討し、政令指定都市に移行する場合は、市域に含まれる都市計画区域は全て区域区分を行なうことが都市計画法により必須となっているため、関係機関と協議検討を行う。
12	F	土地区画整理事業	土地区画整理組合に対する補助金については、法定協議会で協議・調整を行う。
13	F	中心市街地活性化基本計画の推進	城南町中心市街地活性化基本計画(平成15年3月)を尊重し、事業については新市基本計画の中で検討する。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
下水道事業の取扱い			
14	F	下水道計画	城南町の下水道事業については、城南町の意向を踏まえ、計画的に進めていく。 農業集落排水事業については、熊本市では事業実施していないが、引き継ぐ方向で検討する。
15	A・E	下水道使用料	合併時に熊本市の使用料金により統合する方向で検討する。
16	A・E	受益者負担金	合併時に熊本市の制度に統合する方向で検討する。
17	A・E	水洗便所改造資金の貸付及び助成	合併時に熊本市の制度に統合する方向で検討する。
18	A	施設の保守、運転管理	施設の保守、運転管理については、当分の間、現状のまま引き継ぐ方向で検討する。

◎協議結果 平成20年5月23日 原案どおり承認

協議第10号 子ども未来部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
保健衛生事業の取扱い			
1	C	乳幼児健診	熊本市の制度に統一する方向で検討する。 ただし、5歳児健診については、当分の間現行どおりとする方向で検討する。
2	C	組織育成(母子保健)	組織活動については、地域性により実施しやすい方法で継続するものとし、母子保健推進員の取扱いについては、一定期間現行どおりとする方向で検討する。
3	E	歯科保健推進	熊本市の例により統合する方向で検討する。
各種福祉制度の取扱い			
4	A・F	ひとり親家庭等医療費助成事業	熊本市の制度に統一する方向で検討するが、医師会等との協議を要する。
5	C	乳幼児医療費助成	一定期間の経過措置を設け、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
6	C	保育料	一定期間の経過措置を設け、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
7	A・C	保育所特別保育事業(1)・(2)	延長保育事業、産休等代替補助、障害児保育事業については、熊本市の例により統合する方向で検討する。 一時保育事業、保育所地域活動事業については、一定期間経過措置を設定しその後、熊本市の制度に統合する方向で検討する。
8	F	地域子育て支援センター事業	合併後も現在と同じサービスの利用ができるよう、現在の子育て支援センターは残し、委託料については、今後、関係機関と協議していく。
9	A	母親クラブ補助金	城南町の2団体への補助金については、現行どおり継続する方向で検討する。
教育関係事業の取扱い			
10	A	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
11	A	青少年育成会議	熊本市の例により統合する方向で検討する。
12	A	青少年健全育成事業	熊本市の例により統合する方向で検討する。
13	A・C	児童育成クラブ管理運営事業	当分の間、現行どおり実施する方向で検討する。

◎協議結果 平成20年6月6日

保育料の取り扱いについて、「法定協議会の場でさらに協議する」という付帯意見付で承認

その他については、原案どおり承認

協議第11号 教育関係部会関係

項目番号	区分	協議項目	調整方針
教育関係事業の取扱い			
1	E・B	就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
2	F	通学区域(高等学校)	市立2高校(必由館高校・千原台高校)については、合併時から城南町も通学区域となる。 県立高校の通学区域については、地元の意向を踏まえ、関係機関に要望する。
3	C	育英奨学金(育英事業)	熊本市の制度に統一する方向で検討する。 ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
4	D	各種大会等	城南町の大会については、一定期間継続する方向で検討する。
5	E	各種体育施設	施設の管理運営は、熊本市の制度に統一する方向で検討し、使用料については、継続して協議検討を行う。ただし、B&G関連協議会については、継続して参加する方向で検討する。
6	C	公民館使用料	公民館使用については、一定の期間現行のままとし、その後、熊本市の制度に合わせる方向で検討する。
7	A・C	公民館学級	熊本市の制度に統一する方向で検討する。 なお、城南町で行われている文化協会による各種講座については、当分の間、現行どおり存続する方向で検討する。
8	C	成人式	一定期間現行のままとし、その後、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
9	A	図書館の施設管理運営	熊本市の公民館図書室の制度に統一する方向で検討する。
10	F	体育協会	体協組織としては、熊本市体協組織に統合する方向で検討する。ただし、運営及び各種補助金等の取扱いについては、今後検討する。
11	B	運動施設予約・案内システム	合併時に熊本市のシステム(よやくまくん)の制度へ統一する方向で検討する。 なお、城南町にある運動施設については、一定期間優先確保をできるよう配慮する方向で検討する。
12	A・E	学校施設一般開放管理業務	合併時に管理人を配置し、管理方法、開放時間・使用料については、熊本市の制度に統一する方向で検討する。
13	A	社会教育関係団体への補助金(生涯学習関係)	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
14	D	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	補助金については、当分の間、現行のままとする方向で検討する。
15	A	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する方向で検討する。

項目番号	区分	協議項目	調整方針
教育関係事業の取扱い			
16	E	体育指導委員	熊本市の例により統合する方向で検討する。
17	E	各種大会(出場)補助金	熊本市の制度に統一する方向で検討する。
18	C	文化財の保護・管理・活用	町指定文化財については、熊本市文化財保護委員会に諮問し、市指定文化財として認定可能か検討する。 文化財の保護・管理・活用については、熊本市の制度に合わせたところで検討する。ただし、管理上必要なものについては、一定期間経過措置を設定する方向で検討する。
19	A・D	学校給食調理場	職員構成、給食費(一食単価)については、熊本市の制度に統一する方向で検討する。 城南町の中学校・幼稚園の調理場については、今後検討する。
20	A・E	図書館行事	熊本市の制度に統一する方向で検討する。 城南町の童話発表会は熊本市立図書館に統合し、その他の行事は存続する方向で検討する。
21	A	教育相談事業	熊本市の制度に統一する方向で検討する。 ただし、城南町の適応指導教室については、今後協議を行う。
22	A・F	人権教育(子どもフォーラム含む)	①教職員や教育委員会事務局職員等の人権教育研修 ②指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援 ③「熊本市子どもフォーラム」の開催 ①②③については、熊本市の制度に統一する方向で検討する。 「集会所指導事業」としての子ども会活動及び学習会は、今後検討する。
23	A	人権教育関係負担金・補助金	熊本市の例により統合する方向で検討する。
24	F	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館については、継続する方向で検討する。 ただし、施設の位置づけ(博物館分館あるいは単独の資料館)については、今後検討する。
25	F	中学校校名	校名については、地域も含めて調整が必要である。

◎協議結果 平成20年6月6日 原案どおり承認

両市町の将来像の検討

新市の将来像 (城南町域)

新市の将来像 (城南町域)

この将来像は、第4期城南町振興計画及び城南町の将来像の検討に関するアンケート調査を基に、城南町の現状の課題や特性を踏まえ、熊本市との合併を想定して整理したものです。

今後、法定協議会が設置された場合は、本将来像を基に、合併後の健全な財政運営を見通した財政計画や城南町域を対象とした新市の施策を盛り込んだ「新市基本計画」を策定することになります。

◇ 熊本市南部の玄関口としてのまちづくり

城南町は、熊本市の南部に位置し、緑川と浜戸川流域の広大な平坦地に広がる水田と舞原台地の畑地帯を活用した農業を基幹産業とした、豊かな自然と良好な住環境を併せ持つ町であります。

熊本市中心部への主要アクセス道としては、国道266号及び今秋開通予定である県道田迎木原線があり、町はもとより、宇城市をはじめ県南と熊本市を結ぶ交通の要衝となっています。国道266号においては、緑川に架かる著町橋付近の慢性的な交通渋滞の解消が望まれており、県道田迎木原線が開通することによって、交通量の分散化が図られ、交通の利便性も高まります。更に、県道小川嘉島線の整備促進により、市東部方面への利便性の向上が図られます。また、町内を縦断している九州縦貫自動車道にインターチェンジを開設することにより、企業の立地が促進されるとともに、地域経済の発展に大きく寄与するものと考えられます。

そして、緑豊かな自然資源はもとより、数多く点在する塚原古墳群などの歴史的資源を観光資源としても活用し、更なる魅力あるまちづくりを行うとともに、生活基盤である上下水道の早期の整備完了や、区画整理事業による良質な住宅地の提供を行うことにより、自然環境に配慮した田園都市の形成を図ります。

◇ 産業振興による経済活性化

産業振興においては、充実した企業立地に対する補助制度を活用し、城南工業団地への企業誘致や、既存の大手自動車関連産業を核とした関連企業の誘致を促進するとともに、スマートインターチェンジの開設により、新規企業の立地や雇用機会の創出が期待されます。

一方、基幹産業である農業においても、農業経営の安定・強化に対する支援、圃場や農道、集出荷施設などの農業生産基盤の整備の推進、環境に配慮した農業への取り組みや、住民との交流の促進など新しい時代に対応した農業振興施策に取り組むことにより、担い手不足の解消や生産所得の向上を図ります。

また、中心市街地活性化に継続して取り組むことにより、既存商店街はもとより地域全体における経済の活性化を図ります。

◇ 住民福祉の充実

住民福祉においては、少子高齢化の進展に対応するため、児童福祉制度や高齢者福祉制度等の充実が望まれていることから、延長保育、一時保育など安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するとともに子育ての相談指導、子育てサークルへの支援等、地域での子育て支援体制の強化を推進します。また、高齢者の生きがい創出と活動を支援するため、さくらカード等の多様なサービスの利用を可能とし、高齢者福祉の充実を図ります。

なお、増大する医療費対策の一環として、健康づくり活動を推進するため、総合スポーツセンター等の運動施設の利活用や、保健センターを中心とした活動の展開を図るとともに、各種検診等の受診向上を推進します。

これらの福祉制度やサービスの充実を図ることにより、住民福祉の充実とやさしい地域づくりの形成が期待されます。

◇ 生きがいの持てる地域づくりの推進

住民の生涯学習の拠点となる図書館の整備や、教育施設の充実及び住民総スポーツ活動の場としての総合スポーツセンターの整備が望まれていることから、これら施設の整備を行い、スポーツや文化活動を通じて未来を担う青少年の健全育成活動の推進を図るとともに、小学校校区ごとに地域コミュニティセンターの整備を行い、地域におけるコミュニティの形成を促進し、生きがいの持てる地域づくりを推進します。

◇ 住民サービスの向上

多様化、複雑化する行政需要に対応するため、行政改革を推進し、窓口サービスの一元化など、効率的な組織体制を構築することにより、住民サービスの向上が期待されます。

また、合併することにより、福祉、保健衛生等の多くの中核市事務ができるようになることから、個々の状況に応じた保健福祉施策の一体的な対応等、住民サービスの充実を図ります。

将来的には、都市計画（線引きを除く）決定、市内の国道・県道の管理、教職員の任免等といった事務を行うことができる政令指定都市を目指すことにより、より一層の住民サービスの充実を図ります。

財政面においても、財政力の強化を図り、重点的、効果的な予算配分並びに執行を行うことにより、行政サービスの充実が期待されます。

城南地域発展のための主要施策

以下に掲げるものは、将来像を基に策定される「新市基本計画」に掲げる主要施策として想定したもので、今後、法定協議会において具体的に検討されることとなります。

1. 21世紀の町土づくり

緑豊かな自然環境や、農業生産基盤である農地の保全を図り、自然資源と都市的機能を兼ね備えた居住区域との調和の取れた地域づくりの実現を目指します。

主要事業 [道路網の整備]

- 幹線道路（国・県道）の整備促進
 - 幹線町道の整備
 - 集落内道路の整備
- [九州自動車道インターチェンジの開設]
- PA・SA又はBSを活用したインターチェンジの整備

2. 安心安全な暮らしの場づくり

公害や水質汚染等の環境破壊が懸念される中、自然環境に配慮した住環境整備を促進し、また、気候変動による大規模災害に備えた体制づくりを図り、安心して快適な地域づくりの実現を目指します。

主要事業 [上下水道の整備促進（町内全地域）]

- 上水道の整備（未普及地域）
 - 下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備（未普及地域）
- [防災対策]
- 防火水槽等の整備
 - △ 浸水対策事業の促進
- [コミュニティ活動の推進]
- ◎ 地域コミュニティセンターの整備

3. 汗が光る働く場づくり

企業誘致の促進を図り、雇用機会の創出や税収確保に努めます。また、主要産業である農業の振興を図るとともに、商店街を中心とした地域経済の活性化を目指します。

主要事業 [企業誘致促進]

- 城南工業団地への企業誘致促進
- [農業振興]
- ◎ 物産館の整備
- [商業振興]
- 商店街の活性化

4. 健康づくり・おもいやり

少子高齢化時代の進展において、高齢者福祉や児童福祉の充実に努めるとともに、健康づくりを通して医療費の抑制を図り、やさしい地域づくりの実現を目指します。

主要事業 [高齢者福祉の充実]

- ◎ 熊本市優待証「さくらカード」の利用

[児童福祉の充実]

- ◎ 児童館の整備（図書館併設）

[健康づくり活動]

- ◎ 総合スポーツセンター（町民体育館等）を活用した健康づくりの推進

5. 自分探し・生きがいづくり

将来を担う青少年の健全育成のための活動を推進するとともに、教育施設、スポーツ施設及び生涯学習の拠点の場としての図書館など施設の充実に努めます。また、文化財を観光資源としての利活用を図り、魅力ある地域づくりの実現を目指します。

主要事業 [教育施設の充実]

- 中学校プールの整備

[生涯学習の充実]

- ◎ 図書館の整備（児童館併設）

[体育施設の整備]

- ◎ 総合スポーツセンター（町民体育館等）の整備

[観光資源の活用]

- ◎ 塚原古墳公園を活用した新たな観光ルートの整備

6. 行き届いた住民サービス

多様化、複雑化する行政需要に対応するため、行政改革により効率的な組織体制を構築するとともに、情報公開の充実に努め、住民サービスの向上を目指します。また、財政運営の健全化を図り、計画的な事業実施に努め、住民サービスの充実した地域づくりの実現を目指します。

※ 表中、◎ は、合併することにより実現が期待できるもの

○ は、合併することにより進捗があがると期待できるもの

△ は、既に実施している事業 を表します。